

○大隅肝属広域事務組合職員の給与の支給等に関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第12号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の給与の支給等に関する規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第21号）第3条の規定により準用する鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号。以下「市給与条例」という。）及び大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第18号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号）の規定に基づき、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 管理職手当及び特殊勤務手当を除くほか、給与の支給に関しては、鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）を準用する。

（管理職手当）

第3条 管理職手当を支給する職は、別表第1に掲げる職とし、その職にある職員に支給する管理職手当の月額は、別表第1に掲げる職欄の区分に応じ、別表第2の管理職手当の額の欄に定める額とする。

2 前項に規定する職員が月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合（市給与条例第32条第1項の場合又は公務上負傷し、又は疾病にかかり市給与条例第17条の規定に基づいて勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

3 併任する職については、管理職手当は支給しない。

4 管理職手当は、給料支給の方法に準じて支給する。

（特殊勤務手当）

第4条 特殊勤務手当の種類は、火葬手当とする。

第5条 火葬手当は、火葬に従事する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき15,000円とする。

3 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

（読替規定）

第6条 第2条の規定に基づき、鹿屋市職員の給与の支給に関する規則を準用する場合においては、同規則の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号。以下「条例」という。）	大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第21号）第3条の規定により準用する鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号。以下「条例」という。）
鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号。以下「休暇条例」という。）	大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第17号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号。以下「休暇条例」という。）
鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）	大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年大隅肝属広域事務組合規則第10号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）
鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号。以下「育児休業条例」という。）	大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第18号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号。以下「育児休業条例」という。）
市長	管理者

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

組織	職	区分
事務局	事務局長	1種
	総務介護課長	2種
	環境衛生課長	2種

別表第2（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	1種	59,800円
6級	2種	42,500円